

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

富山市長

藤井 裕久 殿

提出者

住 所 富山市不二越本町一丁目1番1号

氏 名 株式会社 不二越

TQC・TPM推進本部 本部長 桃井伸一

電話番号 076-423-6573

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社不二越 東富山事業所
事業場の所在地	富山県富山市米田町三丁目1番1号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	金属精錬業、製造業
② 事業の規模	資本金 160億円
③ 従業員数	従業員数 3,541名（内 東富山事業所 528名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	東富山事業所内で発生した廃棄物は、委託契約を結んだ業者に運搬・処理を依頼し適切な処理を行っている。 別紙1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙3-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙3-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙3-1のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙3-2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙3-2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙3-2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙3-2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

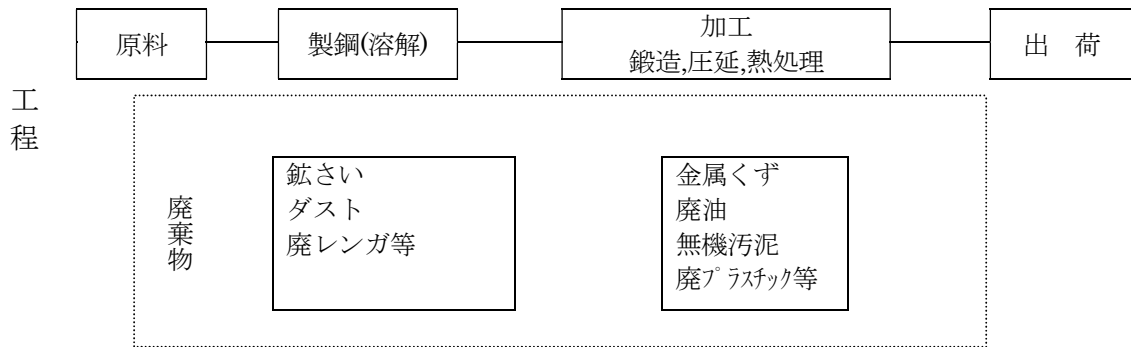
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

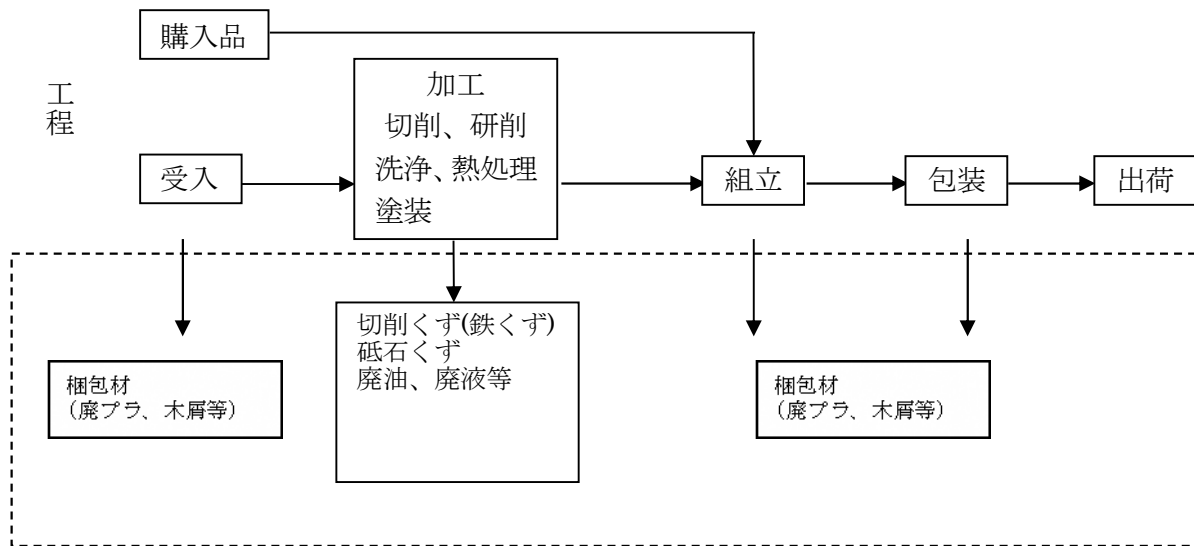
別紙 1

○ 廃棄物発生フロー

[マテリアル製造所]



[中田]



○ 廃棄物処理方法

廃棄物名	中間処理/最終処分	
汚泥	焼却、混練、脱水	再資源化、発電用熱源、埋立
廃油	焼却、油水分離、脱水	再資源化、発電用熱源、埋立
金属屑	選別	再資源化
廃プラスチック	破碎選別、圧縮減容	再資源化、埋立
鉍滓	破碎選別	再資源化、埋立
木屑	破碎選別	再資源化
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	選別	再資源化、埋立
ダスト	溶融、混練	再資源化、埋立
廃レンガ ガレキくず	管理型埋立	埋立

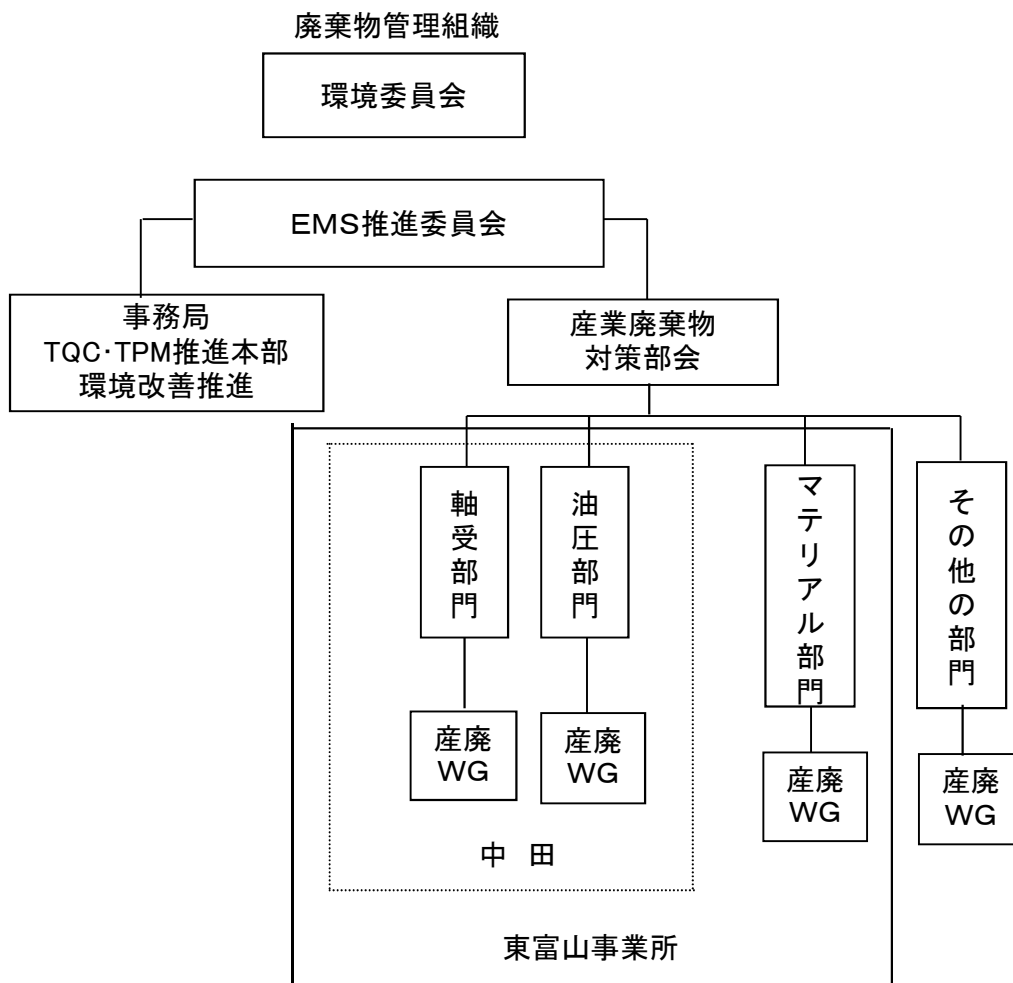
別紙2

管理体制(廃棄物処理に係る管理体制等)

環境統括責任者	所 属 : 東富山事業所 職 : 事 業 所 長
廃棄物担当	マテリアル製造所 管理課 課長
	・廃棄物処理計画の作成・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
	・産業廃棄物処理施設の運転
廃棄物管理担当	・維持管理状況の把握
	・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置
	・監督官庁への各種報告
	・社員、関連会社に対する教育、啓発
	・その他関係する事項

※その他事務局が実施する内容は下表の通り

廃棄物管理担当	・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理・委託契約の締結
	・産業廃棄物管理票の交付、管理・監督官庁への各種報告
	・社員、関連会社に対する教育、啓発



別紙3-1

○産業廃棄物の排出と抑制に関する事項

○産業廃棄物の分類に関する事項

前年度（令和4年度）実績

産業廃棄物の種類	排出量(t)	発生量の内訳 (マテリアル製造所)	発生量の内訳 (中田工場)	これまでに実施した取り組み（①現状）	今後実施する予定の取組（②計画）
汚泥	4945.3	4771.3	174.0	焼却処理を進めて発電用熱源として利用している	焼却処理で対応可能な廃棄物は選別して発電用熱源としての利用を進める。
廃油	260.5	61.8	198.7	焼却処理を進めて発電用熱源として利用している	焼却処理で対応可能な廃棄物は選別して発電用熱源としての利用を進める。
廃アルカリ	123.4		123.4	リサイクル原料として処理を進める。	リサイクル原料としての処理を進める。
金属くず	460.6	449.0	11.6	リサイクル原料として処理を進める。	リサイクル原料としての処理を進める。
ガラスコンクリート・陶磁器くず	976.7	969.6	7.1	分別を徹底し、リサイクル原料として処理を進める。	分別を徹底し、リサイクル原料として処理を進める。難リサイクル物はリサイクル方法を探索する。
廃プラスチック	48.2	13.7	34.6	梱包用容器等の減量化推進や分別の徹底。	梱包用容器等の減量化や分別の徹底を推進する。
鉱さい	1208.2	1208.2		リサイクル向け原料としての処理を進めた。	リサイクル向け原料としての処理を進めた。
ばいじん	137.5	137.5		リサイクル化に向けて評価を進めた。	リサイクル化一部実施を進める。
石綿含有産業廃棄物	0.1	0.1		分別を徹底し、可能なものはリサイクル原料として処理を進める。	分別を徹底し、可能なものはリサイクル原料として処理を進める。
木屑	84.5	50.3	34.3	発生したものはリサイクル原料として処理を進める。	発生したものはリサイクル原料として処理を進める。
ガレキ類				分別を徹底し、可能なものはリサイクル原料として処理を進める。	分別を徹底し、可能なものはリサイクル原料として処理を進める。
水銀使用製品産業廃棄物	0.5	0.1	0.4	発生したものはリサイクル原料として処理を進める。	発生したものはリサイクル原料として処理を進める。
計	8245.4	7661.4	584.0		

別紙3-2

○産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	前年度（令和4年度）実績（t）	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した後の 残渣 ⑥	自ら中間処理により減 量した量⑦	処理委託量 ⑩	優良認定処理業者への 処理委託量⑪	再生利用業者への処理 委託量⑫	認定熱回収業者への処理 委託量⑬	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量⑭
汚泥	4945.3	4677.2	445.5	4231.8	713.6	713.6	607.3		101.3
廃油	260.5				260.5	260.5	242.8		17.6
廃アルカリ	123.4				123.4	123.4	123.4		
金属くず	460.6				460.6	11.6	460.6		
ガラスコンクリート・陶磁器くず	976.7				976.7	976.4	12.9		
廃プラスチック	48.2				48.2	48.1	38.6		9.6
鉱さい	1208.2				1208.2	1208.2	1197.1		
ばいじん	137.5				137.5	13.1	13.1		
石綿含有産業廃棄物	0.1				0.1	0.1			
木屑	84.5				84.5	84.5	84.5		
ガレキくず									
水銀使用製品産業廃棄物	0.5				0.5	0.5	0.5		
計	8245.4	4677.2	445.5	4231.8	4013.6	3439.9	2780.8		128.5

②目標

産業廃棄物の種類	目標	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した後の 残渣 ⑥	自ら中間処理により減 量した量⑦	処理委託量 ⑩	優良認定処理業者への 処理委託量⑪	再生利用業者への処理 委託量⑫	認定熱回収業者への処理 委託量⑬	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量⑭
汚泥	5192.6	4911.1	467.7	4443.4	749.2	749.2	637.6		106.3
廃油	273.5				273.5	273.5	255.0		18.5
廃アルカリ	129.6				129.6	129.6	129.6		
金属くず	483.6				483.6	12.1	483.6		
ガラスコンクリート・陶磁器くず	1025.5				1025.5	1025.2	13.5		
廃プラスチック	50.6				50.6	50.5	40.5		10.1
鉱さい	1268.6				1268.6	1268.6	1257.0		
ばいじん	144.3				144.3	15.8	15.8		
石綿含有産業廃棄物									
木屑	88.7				88.7	88.7	88.7		
ガレキくず									
水銀使用製品産業廃棄物	0.5				0.5	0.5	0.5		
計	8657.6	4911.1	467.7	4443.4	4214.2	3613.8	2921.8		134.9